

**三島市配偶者等からの暴力の防止及び
被害者の保護・支援に関する基本計画**
(第3次三島市DV防止基本計画)

【素案】

～DVのない安全で安心して暮らせるまちの実現～

令和 年 月

三島市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

| | |
|---------------------------|-----|
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 4 県及び本市におけるDV等状況 | 4～5 |
| 5 本市におけるDVの状況及び今後の方向性について | 5 |

第2章 計画の基本的な考え方

| | |
|---------------------------|----|
| 1 計画の基本理念 | 6 |
| 2 計画の基本目標 | 6 |
| 3 SDGs（持続可能な開発目標）と基本目標の関係 | 7 |
| 4 計画の体系 | 8 |
| 5 計画の目標値 | 9 |
| 6 関係機関等との連携体制 | 10 |

第3章 施策の展開

基本目標1 DVを許さない、見逃さない地域づくりの推進

| | |
|----------------------------------|-------|
| 施策の方向 (1) DV発生防止のための人権教育・啓発の推進 | 11～12 |
| 施策の方向 (2) DVの早期発見及び通報のための広報・知識普及 | 12～13 |

基本目標2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

| | |
|--------------------------|-------|
| 施策の方向 (1) 相談体制の強化 | 14～15 |
| 施策の方向 (2) 多様に配慮した相談体制の整備 | 15～16 |

基本目標3 DV被害者とその子どもを安全に守る保護の実施

| | |
|------------------------------|-------|
| 施策の方向 (1) 安全な保護のための関係機関の連携推進 | 17～18 |
| 施策の方向 (2) 子どもに対するケア体制の推進 | 18 |

基本目標4 DV被害者の自立に向けた支援環境の整備

| | |
|-------------------------------|-------|
| 施策の方向 (1) 公的支援制度の情報提供及び積極的な活用 | 19～20 |
| 施策の方向 (2) 心身のケア及び生活のための支援 | 21 |

基本目標5 推進体制の充実

| | |
|-------------------------|-------|
| 施策の方向 (1) 相談機関ネットワークの強化 | 21～22 |
| 施策の方向 (2) 庁内の連携体制の強化 | 22～23 |

第4章 計画の推進

| | |
|--------------|----|
| 1 計画の進捗状況の把握 | 24 |
| 2 計画の周知 | 24 |

参考資料

| | |
|-----------------------------|-------|
| 1 用語解説 | 25～28 |
| 2 DV防止のための相談窓口一覧 | 29～30 |
| 3 施策の策定経過及び策定体制 | |
| 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 | |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

配偶者や親しいパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかし、その多くは外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。

DV被害者は多くの場合女性ではありますが、男性の場合やセクシャルマイノリティ同士の間で起こることもあり、パートナーが暴力を加えることは被害者の人権を侵害し、性差なくお互いの尊厳が重んじられ対等な関係が築かれる社会実現の妨げとなっています。また、子どもが同居する家庭では、被害者だけでなく、子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるもの（以下「面前DV」という。）であれば児童虐待にもあたる行為となります。警察から児童相談所に対する面前DVを主訴とした児童虐待通告件数は近年において急激な増加傾向が見られ、子どもが同居する家庭では、被害者だけでなく子どもの心身に深い傷を残すものでもあり、十分なケアが必要です。さらに、DVを身近に経験した子どもの世代間連鎖も懸念されます。

このような状況を改善するため、平成13年4月に配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定されました。さらに、平成19年7月には、保護命令制度の拡充、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定、及び配偶者暴力相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする改正が行われたことで、住民に最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要になりました。

平成25年6月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とする改正DV防止法が成立し、平成26年1月に施行されました。また、若年層における交際相手からの暴力（デートDV）も大きな問題であるとされています。

本市においても、DV防止施策を総合的、体系的に推進するため「DVのない安全で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として、「第2次三島市DV防止基本計画」（平成29年～令和3年）を策定し、人権の擁護を基盤としたDV防止のための基本目標を定め、被害者に対する相談・支援体制の強化と様々な啓発活動に取り組んでまいりました。

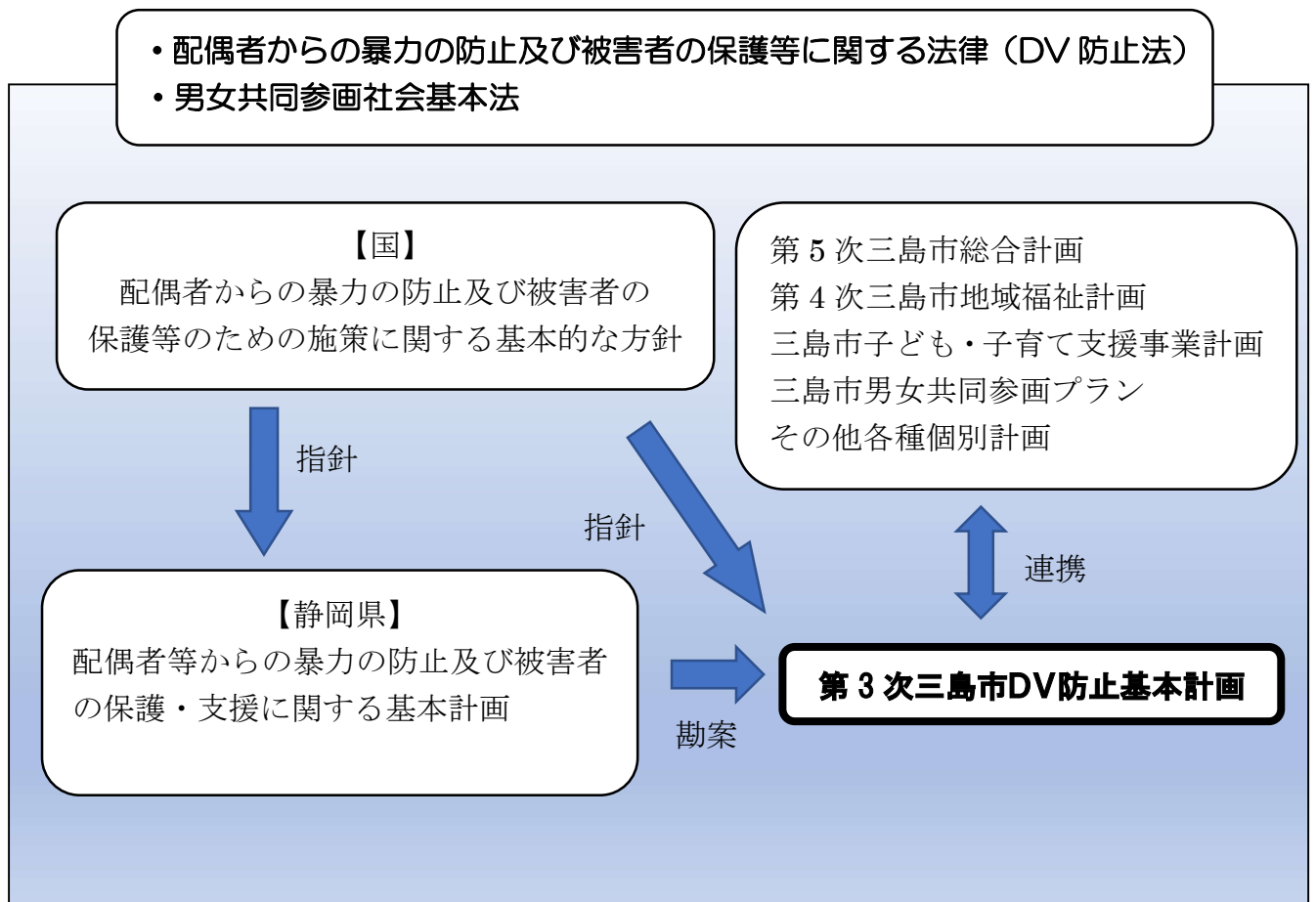
このたび、令和3年度において現行計画の計画期間が終了となることから、これまでの取組についての見直しを行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえながら総合的なDV防止施策をさらに継続していくため、新たな「三島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画」（以下「第3次三島市DV防止基本計画」という。）を策定し、すべての人がDVのない安全で安心して暮らせるまちの実現を目指します。

2 計画の位置付け

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づき、国が策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（令和2年3月告示）に即し、かつ、「第5次静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画」（令和4年度～令和8年度）を勘案した三島市の基本計画として策定します。

また、「第5次三島市総合計画」の基本目標3「未来につなぐ人材を育むまち」の施策の方向、並びに、「三島市男女共同参画プラン（みしまアクションプラン・パート4）」の基本目標II「多様性を尊重し自分らしく生きられるまち」にそれぞれ位置付けられている「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けています。

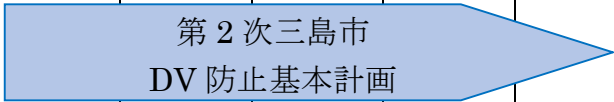
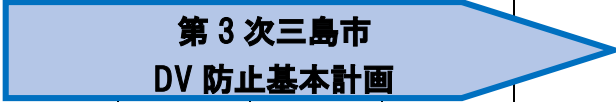
さらに、国、県及び関係機関との連携による一体的な施策の推進を図ることとしています。



3 計画の期間

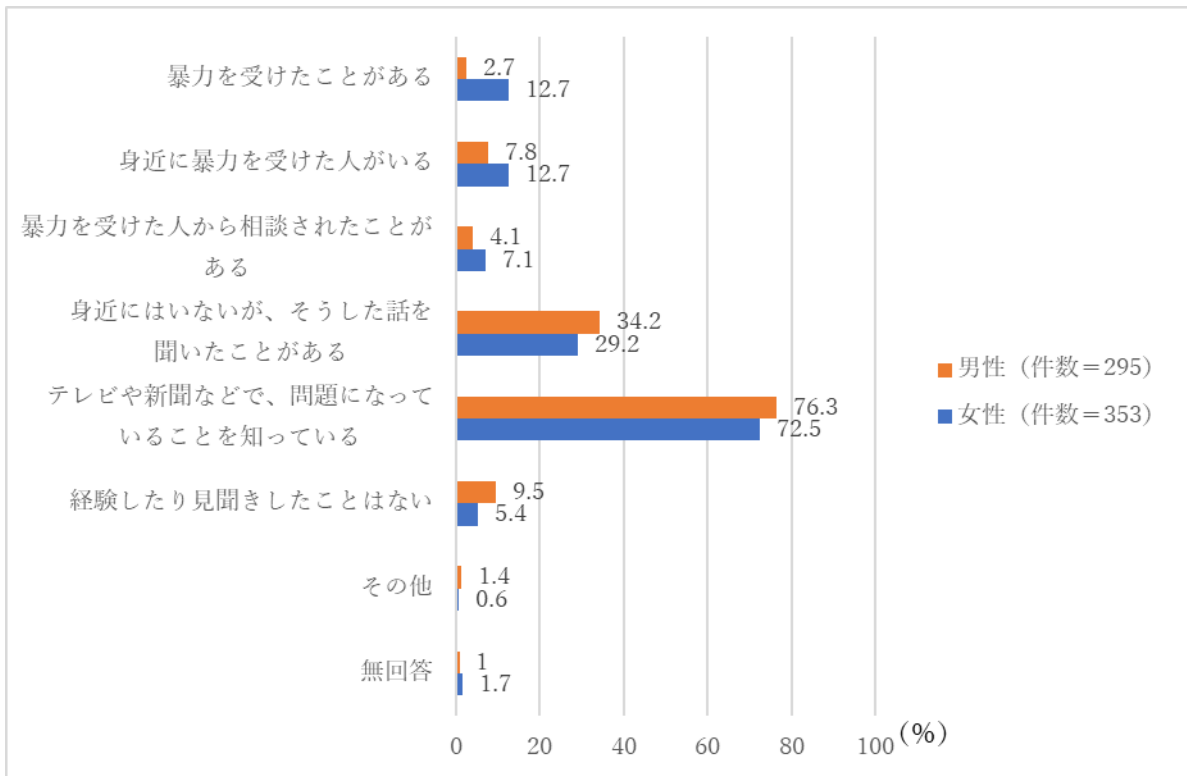
この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、DV防止法、基本方針等が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

| 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | |
|--|------------|-----------|-----------|-----------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
|  <p>第2次三島市 DV防止基本計画</p> | | | | |  <p>第3次三島市 DV防止基本計画</p> | | | | | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 次期計画 策定 </div> |

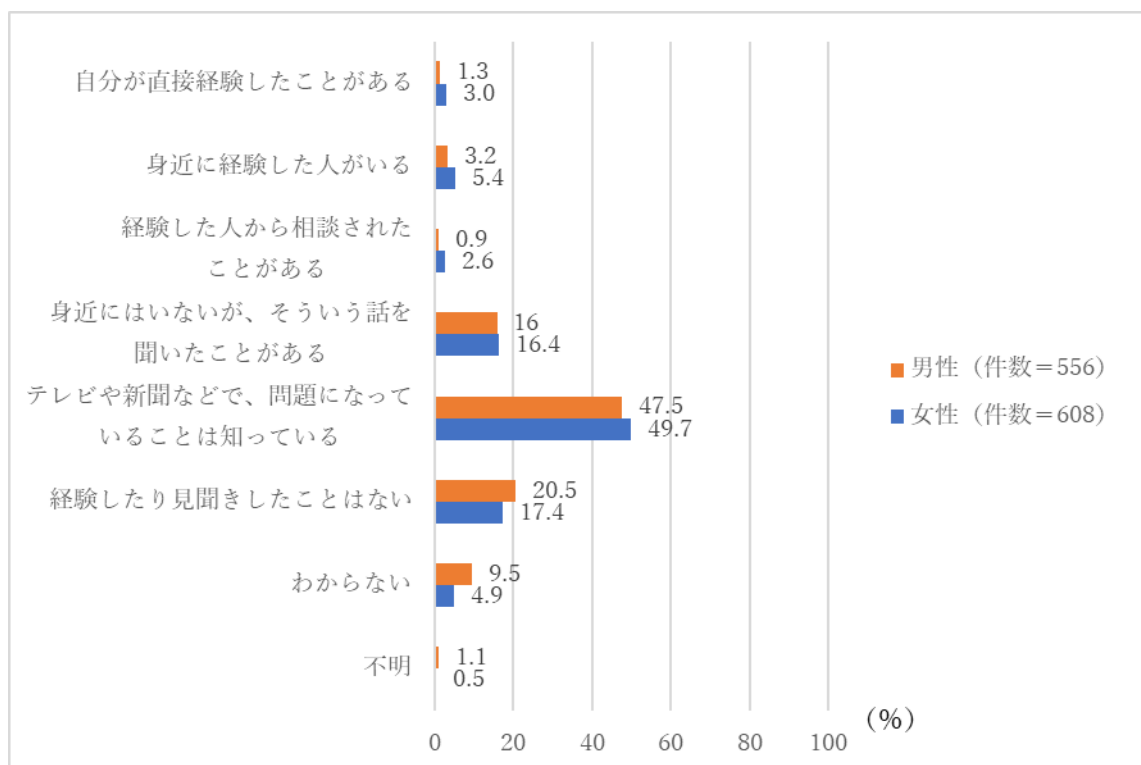
4 静岡県及び本市におけるDV等の状況

DVの経験や見聞きについて（静岡県）



資料出所：「令和元年度男女共同参画に関する県民意識調査」

DVの経験や見聞きについて（三島市）



資料出所：「令和3年度市民意識調査」

DV相談・一時保護の状況（県内・三島市）

| 年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| DV相談受付件数（県内） | 3,126 | 3,250 | 3,346 | 3,376 | 3,676 |
| 三島市 | 113 | 113 | 147 | 138 | 185 |
| 一時保護件数（県内） | 61 | 69 | 54 | 61 | 57 |
| 三島市 | 0 | 2 | 2 | 7 | 2 |

女性相談の状況（三島市）

| 年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
|----------|------|------|------|-----|-----|
| 女性相談延べ件数 | 437 | 589 | 646 | 795 | 677 |
| うちDV | 274 | 343 | 432 | 467 | 447 |
| 女性相談実人数 | 77 | 81 | 101 | 109 | 123 |
| うちDV | 55 | 43 | 58 | 60 | 80 |

DV相談年代別の状況（三島市）

| 年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
|-------|------|------|------|-----|-----|
| 10代 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 |
| 20代 | 4 | 6 | 12 | 12 | 12 |
| 30代 | 19 | 11 | 18 | 18 | 29 |
| 40代 | 20 | 14 | 16 | 18 | 21 |
| 50代 | 7 | 6 | 4 | 4 | 8 |
| 60代以上 | 5 | 6 | 6 | 7 | 10 |
| 計 | 55 | 43 | 58 | 60 | 80 |

外国人のDV相談の状況（三島市）

| 年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
|----|------|------|------|-----|-----|
| 人数 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 |

5 本市におけるDVの状況及び今後の方向性について

本市ではこれまで、第2次三島市DV防止基本計画に基づき、40項目（再掲除く）の具体的な取組みにより「DVのない安全で安心して暮らせるまちの実現」を目指してまいりました。

しかし、令和3年度市民意識調査では「DVがテレビや新聞などで、問題になっていることを知っている」と答えた人の割合」が未だに50%に達していないことから、今後さらなる周知・啓発が必要です。

また、子どもが同居する家庭における「面前DV」を主訴とする警察から児童相談所に対しての児童虐待通告件数が、近年において全国的に急激な増加傾向にあることから、子どもに与える著しい悪影響となる心理的児童虐待についても広く周知する必要性が高まっています。

一方、本市においては女性相談延べ件数、及び女性相談実人数ともに微増傾向にあり、その相談内容も複雑化・多様化していることから、相談員の資質向上や相談支援体制のさらなる強化も重要となっています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

暴力を振るうという行為は、被害者個人の尊厳を傷つけるだけでなく、社会全体にも深刻な影響を与え、性差なくお互いの尊厳が重んじられ対等な関係が築かれる社会の実現を妨げるものです。

DVを根絶するためには市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、性差のない平等の意識をはぐくむとともに、DVを身近な問題として正しく理解することが必要です。

DVを許さない社会の実現が求められるなかで、本計画では「DVのない安全で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として掲げ、計画の体系に基づき基本目標に沿った施策を展開します。

【基本理念】 「DVのない安全で安心して暮らせるまちの実現」

2 計画の基本目標

- **基本目標1** DVを許さない、見逃さない地域づくりの推進
市民に対し、広報・啓発活動を通じてDVに対する正しい理解を深め、DV防止に努めます。
- **基本目標2** いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり
被害者が安心して相談できる体制の強化を図ります。
- **基本目標3** DV被害者とその子どもを安全に守る保護の実施
関係機関等と連携し、被害者とその子どもの安全を守ることに努めます。
- **基本目標4** DV被害者の自立に向けた支援環境の整備
被害者が自立した生活を送れるよう、総合的な支援に努めます。
- **基本目標5** 推進体制の充実
関係機関等との連携の充実に努めます。

3 SDGs（持続可能な開発目標）と基本目標の関係

SDGs<エス・ディー・ジーズ>とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です。2015年9月の国連サミットで採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた17の目標と、達成するための169のターゲットを設定しています。

また、SDGsは誰ひとり取り残さないことを目指して、先進国と途上国が一丸となって達成すべき目標で構成される国際社会全体の普遍的な目標です。

本市のまちづくり政策ではSDGsを意識した各種取組みを進めており、本計画においても関連ある項目を掲げ、その目標達成に向けて施策の推進に努めてまいります。

■第3次DV防止基本計画の取組に該当するSDGsの開発目標

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>該当目標① 1. 貧困をなくそう</p> | <p>▶あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>  |
| <p>該当目標② 3. すべての人に健康と福祉を</p> | <p>▶あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し福祉を推進する</p>  |
| <p>該当目標③ 5. ジェンダー平等を実現しよう</p> | <p>▶ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>  |
| <p>該当目標④ 10. 人や国の不平等をなくそう</p> | <p>▶国内および国家間の格差を是正する</p>  |
| <p>該当目標⑤ 16. 平和と公正をすべての人に</p> | <p>▶持続可能な開発目標に向けて平和で包摂的な社会を推進し、効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>  |
| <p>該当目標⑥ 17. パートナーシップで目標を実現しよう</p> | <p>▶持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>  |

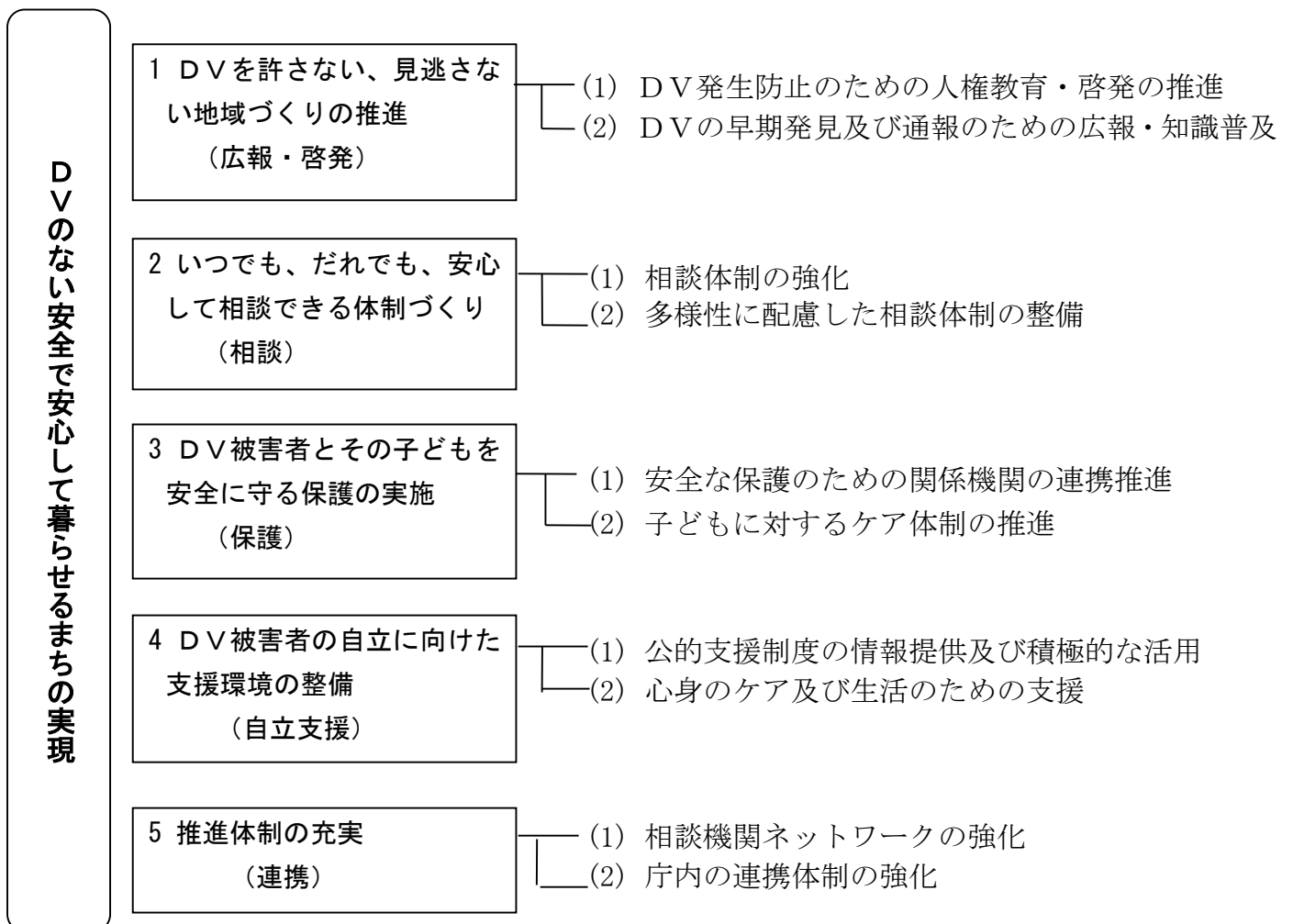
4 計画の体系

この計画は、今後のDV被害者の保護や支援の方向性を示すものであり、全ての人が安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて、市民に対する広報・啓発による社会全体の意識改革、DV被害者に対する相談や保護、生活の自立に向けた支援が必要であることから、計画の柱として5つの基本目標を掲げ、それぞれに施策の方向を位置付けた取組みに努めます。

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】

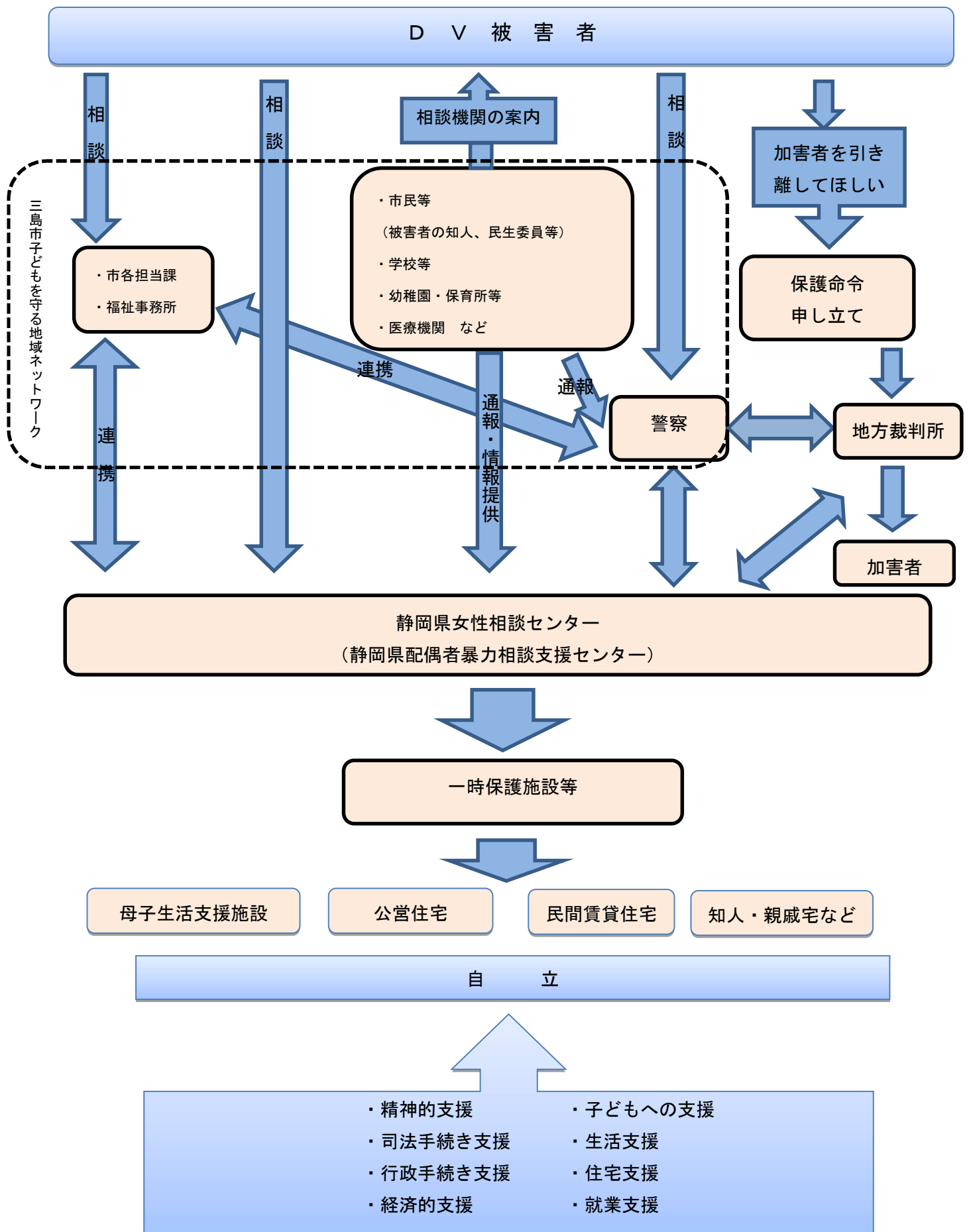


5 計画の目標値

DVについての知識や相談体制についての周知の重要性から、次のとおり計画の目標値を設け（活動指標）、啓発活動により市民意識を高めるとともに、各種施策の実施により、DVのない安全で安心して暮らせるまちの実現を目指します。（成果指標）

| 目標項目 | 目標種類 | R3現状値 | R8目標値 | 説明 |
|--|------|------------------------------------|---------------------|--|
| 相談窓口などDVに関する情報掲載資料（リーフレット・カード等）の配布数 | 活動指標 | 年間 800枚(実績) ※H29～R3累計 4,000枚 | 累計4,000枚 (R4～R8) | 啓発講座や街頭広報での配布、関係部署・関係機関や公共施設への設置等を毎年度、継続して実施する |
| DVがテレビや新聞などで、問題になっていることを知っているかと答えた人の割合 | 成果指標 | 女性 49.7% 男性 47.5% ※市民意識調査 | 女性、男性ともに 70%以上 | DVに対する市民意識を高める |
| 過去1年間にDVを自分が直接経験したことがあると答えた人の割合 | 成果指標 | 女性 3.0% 男性 1.3% ※市民意識調査 | 継続的に減少 | 市民意識調査で直接経験があると答えた人の割合を減少させる |

6 関係機関等との連携体制



第3章 施策の展開

基本目標1 DVを許さない、見逃さない地域づくりの推進

施策の方向(1) DV発生防止のための人権教育・啓発の推進

《現状と課題》

- DVの問題は、重大な人権侵害であり、個人の尊厳を侵害するものです。
DVは親密な関係の中で起こることから、潜在化しやすく、DV行為が繰り返されることにより、周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が拡大する傾向があり深刻な問題となります。
誰であっても、どのような理由であったとしても暴力は決して許されるものではないこと、家庭内だけの問題ではなく、地域や社会全体で解決していく問題であるという意識づくりが必要です。
- 身体的暴力がDV行為であることの認識度は高いものの、それに比べて支配的な関係で心理的なダメージを受けたり、経済的に縛られたり、夫婦であっても望まない性的な関係を強いられたりする等も暴力に含まれるということの認識度は高いとはいえません。そのため、被害者自身がDVを受けている認識がなかったり、あるいは暴力を振るわれ続けた結果、自らを受けている暴力が重大な人権侵害であるということの認識がなく、加害者への恐怖感等から相談することをためらう被害者も多く見受けられます。
DVについては、被害者のみでなく加害者に対しても、自らの行為がDVであることの認識を促すとともに、その行為が法律的にも犯罪となり得ることを周知していくことも重要です。
- 令和3年度市民意識調査によると、過去1年間にDVを経験した割合は女性で3.0%、男性で1.3%、DVがテレビや新聞などで問題となっていることを知っている人は女性で49.7%、男性で47.5%と半数に満たず、DVに対する市民の関心を高めることが必要です。（令和3年度市民意識調査）
- DVは配偶者だけでなく、交際相手との間にも起こり得ます。これは「デートDV」と呼ばれており若いうちからDVの知識を持ち、暴力に拠らない人間関係を築いていくことの大切さを学んでいくことが今後のDV防止につながっていくと考えられます。引き続き、DV防止の教育・啓発を行うことで、DVについて考える機会を提供し、理解を深め、対等でお互いに尊重しあえる人間関係を築いていくことが、将来にわたってのDV防止につながると考えられます。
特に若年層に対しては、情報収集手段の中心がSNSとなっている現状を踏まえ、SNSを活用した広報や啓発も検討が必要です。
- 「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）では、児童に暴力を目撃させることは、児童虐待であると定められています。配偶者等に対して暴力を振るうことは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとともに、子どもの目の前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待にあたることなど、DVについての正しい理解を広げていくことが大切です。

このようにDVと児童虐待は密接な関係にあるとされており、学校等において児童の日常生活を日頃から注意深く見守ることが、児童虐待のみならずDV被害者の発見にも効果的に作用することからも、スクールソーシャルワーカーを学校に配置するなど、家庭環境を含めた子どもの支援体制の整備が必要とされています。

《今後の取組》

| | 事業内容 | 所管課 |
|----------------|--|-----------------|
| 市民への広報・啓発の実施 | 広報みしまや、ホームページ、SNS等にDVについての知識やDVが犯罪を含む行為であるという情報を掲載し、相談窓口等の情報発信を行います。 | 子育て支援課 |
| | DV防止リーフレットやカードを作成し、「女性に対する暴力をなくす運動期間」や「児童虐待防止推進月間」などに併せて開催されるイベント時に配布する等、積極的な情報提供や広報活動に取り組めます。 | 政策企画課 子育て支援課 |
| 若い世代への教育・啓発の実施 | 小中学校において、学校教育活動全体を通して、人権の尊重・性差のない・非暴力によるコミュニケーションの大切さを子どもたちに伝えます。 | 学校教育課 |
| | 交際相手からの暴力問題について考える機会として、市内大学等におけるデートDV防止出前講座の開催を推進します。 | 政策企画課 |
| | デートDVに関するリーフレット作成・配布による啓発に取り組めます。 | 子育て支援課 |

施策の方向(2) DVの早期発見及び通報のための広報・知識普及

《現状と課題》

- DV防止法では配偶者等からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないと通報の努力義務が規定されています。

教職員や養護教諭、スクールカウンセラー等の教育関係者や保育士等の保育関係者、民生委員・児童委員など福祉・保健関係者、地域で活動している人々などは、日常生活から被害者を発見しやすい状況にあると言えます。そのため、これらの関係機関や関係者に対して児童虐待に関する留意事項や配偶者等からの暴力の特性、子どもや被害者の立場、配慮すべき事項、通報先、相談窓口についての理解を促進し、適切な対応がなされることが求められます。

- DV被害者は自分の受けている行為がDVなのか確証を持たないことや、被害体験がDVのみならず、自身の児童虐待やいじめ等の過去の被害体験が重なっている場合、長期に渡って受けてきた被支配的な体験での無気力感に支配されることが多くみられます。また、子どもから父親を奪ってはいけないという思いや以前逃げようとしたが、かえって危ない状況に陥った体験等さまざまな問題を抱えています。DVに関する正しい知識やその危険性について、適切な情報提供や啓発を行うことで、自らが当事者にならないことはもちろんのこと、周囲の小さな変化を見逃すことなく、また適切な判断力を身に付けて早期に相談機関や支援につながる効果が期待されます。特に若年層においては、コミュニケーション手段の中心がSNSとなっている現状を踏まえて、SNS等を活用した情報提供や啓発を行う必要があります。

- DV被害者のうちには、精神科診療が必要となる被害者や、障がいを持っているがゆえに暴力を受けている被害者もいます。また、日本語に不慣れな外国人や高齢者、セクシャルマイノリティが被害者となることもあるため、相談者の特性に合わせた支援が必要なこと等についての知識普及や啓発を行う必要があります。

《今後の取組》

| | 事業内容 | 所管課 |
|-----------------------------|--|--|
| 市民への広報・啓発の実施 (再掲) | 広報みしまや、ホームページ、SNS等にDVについての知識やDVが犯罪を含む行為であるという情報を掲載し、相談窓口等の情報発信を行います。 | 子育て支援課 |
| | DV防止リーフレットやカードを作成し、「女性に対する暴力をなくす運動期間」や「児童虐待防止推進月間」などに合わせて開催されるイベント時に配布する等、積極的な情報提供や広報活動に取り組みます。 | 政策企画課 子育て支援課 |
| 若い世代への教育・啓発の実施 (再掲) | 小中学校において、学校教育活動全体を通して、人権の尊重・性差のない・非暴力によるコミュニケーションを子どもたちに伝えます。 | 学校教育課 |
| | 交際相手からの暴力問題について考える機会として、市内大学等におけるデートDV防止出前講座の開催を推進します。 | 政策企画課 |
| 地域のネットワークの活用 | 「三島市子どもを守る地域ネットワーク」による地域の連携体制を活用し、学校、近隣、家庭のそれぞれの場において、児童・生徒の家庭を見守り、児童虐待やDVの早期発見・早期相談により防止することに努めます。 | 子育て支援課 |
| 教育・保育関係者、母子保健関係者、障がい関係者との連携 | DVの早期発見のため、教育・保育関係者、母子保健関係者、障がい関係者に対して研修等を通してDVに対する知識普及を図るとともに「三島市子どもを守る地域ネットワーク」を活用して、学校、幼稚園、保育所等、発達支援センター、保健センター、障がい福祉課との連携を強化します。 | 学校教育課 子ども保育課 健康づくり課 発達支援課 障がい福祉課 子育て支援課 |

基本目標2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

施策の方向(1) 相談体制の強化

《現状と課題》

- 本市におけるDV相談の窓口である子育て支援課では女性相談員の配置のほかに担当職員には社会福祉士を配置し、DVを含めた女性全般にわたる相談を受付け、支援を行っています。

女性相談員には、DV被害者の置かれている状況を的確に把握し、被害者の立場と意思を尊重するとともに、早期発見、安全確保のために必要な知識や適切な対応を行う技能を身につけることが求められます。また、主訴が配偶者やパートナーからの暴力であっても、その背後には複合的な問題を抱えている被害者も少なくありません。

被害者の問題解決に当たっては被害者自らが選択、決定することが基本であり、このために必要な情報を提供し、適切な助言と援助が実施できるよう、関連の法律や施策、制度等について十分な知識を得るよう努めることも必要です。

- 環境の変化や社会的ストレスが1つの要因となってDV相談の件数が増加することがあります。そのため、地震等の自然災害や感染症拡大等の非常事態においても機能する相談体制の在り方を検討することが必要です。

DVについては、その防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による切れ目のない支援をすることが必要であり、それぞれの段階において被害者の立場に立った理解と適切な対応が求められます。

《今後の取組》

| | 事業内容 | 所管課 |
|----------------------|---|-------------------------------|
| 相談窓口の柔軟な対応 | 被害者が二次被害を受けるようなことのないよう精神的負担に配慮し、必要に応じて被害者に同行したり、相談室で各種手続が円滑に行えるように努めます。 | 子育て支援課 |
| 非常事態においても機能する相談体制の整備 | 地震等の自然災害や感染症拡大等の非常事態においても相談を受けられる体制整備に努めます。 | 子育て支援課 |
| 相談体制の整備 | 相談者や被害者が周囲の目を気にせずに相談できるよう、環境に配慮します。 また、児童虐待・DV相談専用の通話料無料電話（子どもSOS）を設置し、安心して電話相談ができるように対応します。 | 子育て支援課 |
| 無料法律相談・人権相談の活用 | 法律や人権にかかわる専門相談について、市の無料法律相談や法テラス、人権相談窓口を活用することで、相談者や被害者への幅広い支援を図ります。 | 市民生活相談センター 福祉総務課 子育て支援課 |

| 事業内容 | | 所管課 |
|--------------------------|--|----------------|
| 相談員や職員の研修・相談者や被害者への支援の充実 | 様々な相談や困難事例に対応できるよう、国や県主催の研修に参加し、相談者や被害者への支援の充実を図ります。 | 子育て支援課 |
| ケース検討や情報交換の実施 | 困難事例においては、県女性相談センターや関係機関と連携を図り、情報共有やケース検討を通じて問題解決に努め、相談員等の資質の向上を目指します。 | 子育て支援課 関係各課 |

施策の方向(2) 多様性に配慮した相談体制の整備

《現状と課題》

- DV防止法には、「被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わず人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。」と規定されており、外国人や障がいのある人に対しても、同様の支援が求められています。
被害者が外国人、障がい者、高齢者等であることによって支援を受けにくい状況にならないよう、情報提供、相談の対応、施設整備等の面において、それぞれの被害者の立場に立った配慮を行うことが求められます。
- 外国人相談者は言葉や文化の違いにより、社会の中で孤立しやすい傾向にあり、相談窓口においても悩みを伝えにくい状況にあります。
情報の受信力や発信力、理解力、社会資源や制度を利用する力などについて日本人と比べて明らかな格差が生じてしまうため、外国人へのDVに関する啓発については、多言語による広報や情報提供が必要であり、面談等でも通訳を利用するなどの配慮が必要となります。そのため、国際交流や外国人支援を行っている機関と連携し、相談、支援を行なっていく必要があります。
- 障がいのある人や高齢者においては「障害者虐待、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定する障がい者虐待又は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定する高齢者虐待にも該当する場合があります。DV被害がより潜在化、長期化、深刻化するという共通した状況もあります。
障がいのある人については、DV防止の啓発が届きにくい上に、DVを相談すること自体の困難さがあり、被害が顕在化しにくい状況にあります。
高齢者については、自分の状況をDVと認識することが困難であったり、DVが長期間に渡り繰り返されているために、抵抗する力を奪われている実態があります。
- 障がいのある人、高齢者については、様々な相談の場面や福祉サービスを通じて被害者の発見に努めることが重要であり、その支援には、より多くの機関による連携が不可欠です。
DV被害者の状態に応じた支援者の確保も含め、関係機関の連携を図り、DV被害者への啓発、相談、安全確保、生活再建の各段階における具体的な対応策の構築に向けて取り組む必要があります。

○障がいのある人や高齢者である被害者が相談しやすい環境を整備するため、相談窓口等のバリアフリー化や電話以外の方法による相談窓口についても整備を検討する必要があります。

○DV被害者は多くの場合女性ではありますが、男性の場合やセクシャルマイノリティ同士の間でも起こることがあることにも留意し、被害者の性別にかかわらず、相談しやすい環境を整備することも大切です。

《今後の取組》

| | 事業内容 | 所管課 |
|--------------------------|--|--|
| 外国人への対応の充実 | 県で作成する外国語表記のリーフレットを活用し、外国人のDVへの理解を進め、相談窓口の周知を図ります。 | 子育て支援課 |
| | 日本語の理解が十分でない外国人に対し、通訳者の協力を求め、DV被害者への支援内容を正確に伝えることに努めます。 | 地域協働・安全課 子育て支援課 |
| 多様性に配慮した対応の充実 | 障がい福祉課、地域包括支援センター、政策企画課と連携し、DV防止について啓発するとともに、被害者の状況に応じた相談窓口の整備、支援により、安全確保に努めます。 | 障がい福祉課 地域包括ケア推進課 政策企画課 子育て支援課 |
| 男性相談やセクシャルマイノリティの方の相談の対応 | 男性相談員を配置している県の専用相談窓口を周知することで、男性が相談しやすくなるよう努めるとともに、男性及びセクシャルマイノリティの方からの相談にも柔軟に対応するよう努めます。 | 政策企画課 子育て支援課 |

基本目標3 DV被害者とその子どもを安全に守る保護の実施

施策の方向(1) 安全な保護のための関係機関の連携推進

《現状と課題》

- 本市では、被害者の状況から、加害者から危害を加えられるおそれが高いなど、DV被害者が命の危険を感じ、相談窓口や警察に駆け込んだ場合において、緊急に保護することが必要と判断される場合には、静岡県女性相談センターや警察等と連携し、同行支援等の対応を行う中で一時保護を行い、被害者の安全の確保に努めています。
- 一時保護に当たっては被害者の状況把握とともに、本人の意向を尊重したうえで同伴する家族の有無などにも考慮し、被害者それぞれの事情に応じた保護を迅速かつ安全に行うことが必要です。
一時保護所への入所に至らない場合においても、加害者の追及から守られると判断できる親戚、知人宅等に一時的に身を寄せることなどが、被害者の安全確保を図る意味で重要です。
このように、DV被害者については、安全を確保するとともに、被害者本人の状況と意思を重視しながら支援を行っていく必要があります。
- DV被害者とその子どもを一時保護する場合は、被害者及び同伴児童の医療や精神面のケア、さらには生活面の支援など、多くの機関による連携が必要となります。同伴児童については、同時に児童虐待を受けている可能性もあることから、被害の早期発見・早期介入に向けた支援が適切に実施できるよう、子育て支援課に設置されている家庭児童相談室や児童相談所などと密接に連携を図ることも重要です。また、被害者が保護から自立に至るまでの間、その置かれた状況によって、被害者が適切な判断に基づいて行動できるように、支援のための様々な制度に関する情報を提供し、助言を行っていくことが必要です。
- 被害者が暴力被害の状況から抜け出せない場合も多く、被害者の支援者及び児童の支援者は相互に連携して、継続的に対応していくことが重要です。
被害者の支援については加害者等からの追及から逃れるため、都道府県境を越える広域的な対応が必要な事例も増加しており、引越し等が生じた場合は特に支援状況があいまいになり、深刻な事件に発展する場合があるため、関係機関間で事案についてのアフターフォローや引継ぎを確実にすることも重要です。

《今後の取組》

| | 事業内容 | 所管課 |
|-----------------------|-----------------------------------|--------|
| 警察との連携 | 被害者とその同伴者の安全を確保するために、警察との連携に努めます。 | 子育て支援課 |
| 県女性相談センターと連携した一時保護の実施 | 静岡県女性相談センターと連携し、迅速かつ適切に一時保護を行います。 | 子育て支援課 |

| | 事業内容 | 所管課 |
|------------------|---|----------------|
| 保護命令に関する情報提供 | 被害者等の安全確保のため、保護命令制度についての情報提供を行います。 | 子育て支援課 |
| 児童相談所との連携 | 子どもの面前でのDVは心理的虐待にあたります。子どもの状況や状態にあった適切なケアを行えるよう、県児童相談所との連携に努めます。 | 子育て支援課 |
| 関係各課による情報管理の徹底 | 関係部署が保有する被害者やその同伴者に関する情報は、被害者保護の観点から管理の徹底に努めます。 | 子育て支援課 関係各課 |
| 他市または他県の関係機関との連携 | 被害者等の安全確保や支援のため、転出入先となる県内外の自治体との連携を密に行うとともに、関係機関との情報交換をはじめとした広域的な連携に努めます。 | 子育て支援課 |

施策の方向(2) 子どもに対するケア体制の推進

《現状と課題》

○児童虐待防止法では、面前DVは被害者だけでなく子どもの心身に深い傷を残すものでもあることから、児童虐待にもあたる行為とされています。そのため、子どもが同居する家庭でのDVへの対応には十分なケアが求められており、また、DVを身近に経験した子どもの世代間連鎖についても懸念されます。

本市におけるDV相談の主な窓口である子育て支援課では家庭児童相談室を設置しており、家庭相談員と女性相談員が協力してDV被害者の子どもの心理的影響へのケアを実施しています。その中では、母子保健サービスや子育て支援サービス等を活用した支援を行い、また、状況によっては児童相談所とも連携をとりながら対応する必要があることなどからも、子どもに対するケア体制を整えるための更なる連携の強化が求められています。

《今後の取組》

| | 事業内容 | 所管課 |
|-------------|---|-----------------|
| 子どもの支援体制の充実 | DVの目撃による心理的な影響に対し、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭相談員、女性相談員、児童相談所が連携し、安心して相談できる環境づくりと適切な対応を行えるよう努めます。 | 学校教育課 子育て支援課 |

基本目標 4 DV被害者の自立に向けた支援環境の整備

施策の方向(1) 公的支援制度の情報提供及び積極的な活用

《現状と課題》

- 被害者の「経済的な見通しがたたない。」「ひとり親として子を養育していくことが困難である。」「被害を受けている側がなぜ不利益覚悟で何もかも捨てて住み慣れた家を離れなければならないのか。」といった不当感や心理社会的な背景を支援者が理解していくことが重要です。
被害者が自立して生活しようとする場合、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関は多岐にわたります。
自立に向けた支援については、生活全般に渡る幅広い支援の必要性から、行政の各分野にまたがることになるため、状況やニーズに応じて各制度が円滑に活用できるよう包括的相談支援体制を構築し、関係部署との調整・連携を図るとともに、被害者の立場に立った切れ目のない自立支援への対応が重要です。
- DV被害者が自立して生活していくためには、就業して安定的な収入を確保することが必要です。本市では子育て支援課において、能力開発のための母子家庭等自立支援教育訓練給付金や、就業に結びつきやすく生活の安定に役立つ資格を取得するための母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給相談及び事務手続きを行っています。さらに、相談機関としてハローワークや県母子家庭等就業・自立支援センター、生活支援センター等を紹介し、必要に応じて同行支援も実施しています。
DV被害者の多くは所持金や預貯金が少なく、経済的自立が困難であり、身動きが取れず、更に被害が拡大しているケースも多いため、生活保護の適用や生活資金の貸付などの対応も必要となります。
- DV被害者が自立するためには被害者の居住の安定を図ることも重要であることから、被害者自ら民間住宅を確保するほかに、公営住宅への入居となることもあります。公営住宅は比較的安価な家賃で提供されており、裁判所の保護命令や県女性相談センターによる一時保護を受けたDV被害者については、単身入居が認められているほか、収入の認定や保証人の取扱いについても弾力的な運用が図られています。
- DVの加害者は被害者が自分の元から去った場合に執拗に居場所を探そうとする場合があります。被害者の情報を得るために行政機関等にDVの加害者であることを隠して相談したり、親戚や知人を装って電話をかけたりすることもあります。
そのため、DVの加害者からの追及の防止を図ることを目的に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付にかかる制限、医療保険（国保、被用者保険等）加入に係る支援措置等及び生活に係る諸書類の代理受領等についても支援しています。
- DV被害者が新たな地域で生活を始めるにあたっては、安全確保の観点から前住所地からの住所異動を見合わせることもあります。
同伴児童の就園・就学については、DV被害等諸事情がある場合には、住民票の記載がなくても、現に住所を有していれば、就園・就学を認める扱いをし、子ども保育課や市の教育委員会及び学校と連携をとりながら、児童を取り巻く環境の整備や学習支援を行っています。

《今後の取組》

| 事業内容 | | 所管課 |
|----------------------|---|------------------------|
| 生活保護・生活資金等貸付基金の活用 | 生活保護や生活資金等貸付金についての情報提供を行うとともに、適切な活用を図ります。 | 福祉総務課 |
| ひとり親家庭等の生活支援策の活用 | ひとり親家庭における支援制度の情報提供を行い、必要に応じて児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童手当の支給等の適切な活用を図ります。 | 子育て支援課 |
| 保護命令に関する情報提供 (再掲) | 被害者等の安全確保のため、保護命令制度についての情報提供を行います。 | 子育て支援課 |
| 支援措置の活用 | 住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付にかかる制限、医療保険（国保、後期高齢者医療制度、被用者保険等）加入に係る支援措置、年金事務に係る支援措置等について情報提供を行うとともに、適切な活用を図ります。 | 市民課 保険年金課 子育て支援課 |
| 関係各課による情報管理の徹底（再掲） | 関係部署が保有する被害者やその同伴者に関する情報は、被害者保護の観点から管理の徹底に努めます。 | 子育て支援課 関係各課 |
| 公営住宅への入居相談 | 市営住宅の一時的な入居に係る相談に対応します。 | 住宅政策課 |
| セイフティネット住宅に関する情報提供 | 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（セイフティネット住宅）に関する情報提供を行います。 | 住宅政策課 |
| 就労に係る情報提供や支援制度の活用 | 就業相談において、母子家庭等自立支援給付金、高等職業訓練促進給付金等の制度・事業について周知し、適切な活用の促進を図ります。 | 子育て支援課 |
| 関係機関との連携 | 一人ひとりの状況にあった就業につながるよう、ハローワーク、母子家庭等就業・自立センター、三島市生活支援センター等との連携に取り組めます。 | 福祉総務課 子育て支援課 |
| 子どもの就園・就学への支援 | 就園・就学にあたっての配慮や適切な情報管理を行い、子どもを取り巻く環境の整備に努めます。 | 学校教育課 子ども保育課 |

施策の方向(2) 心身のケア及び生活のための支援

《現状と課題》

- DV被害者は、繰り返される暴力の中でPTSD（心的外傷後ストレス障害）やうつ病等を抱えることもあり、加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある場合もあります。そして、同伴する家族も同様に心理的被害を受けている場合が多く、特に子どもについては面前DVによる心理的虐待に加えて、転居や転校を始めとする生活の変化等により、様々な影響を受けやすい状況にあります。
また、加害者から離れて自立した社会生活を営むことが可能となっても、本人や同伴家族の心理的ダメージは長期にわたり心身に様々な影響を及ぼすことも考えられることから、必要に応じて医療機関の紹介や同行受診等の支援を実施しています。
- DV被害者は、離婚や子どもの親権の確保等、法的問題を抱えているケースも少なくありません。そのため、本市で行っている無料法律相談の案内を行うとともに、経済的理由により、裁判等の費用が捻出できない被害者には、民事法律扶助制度について、情報提供を行っています。

《今後の取組》

| | 事業内容 | 所管課 |
|----------|--|----------------------|
| 心理的ケアの充実 | 被害者の状態に応じて医療機関や相談機関の紹介を行い、必要に応じて同行支援を行います。 | 健康づくり課 子育て支援課 |
| 法律相談の活用 | 離婚、子どもの親権、借金等の問題を抱えている被害者に対して、市の無料法律相談、多重債務相談や法テラス等の活用についての情報提供をします。 | 市民生活相談センター 子育て支援課 |

基本目標5 推進体制の充実

施策の方向(1) 相談機関ネットワークの強化

《現状と課題》

- 本市では平成13年3月28日に「三島市虐待防止連絡会」を設置しました。
そして、同連絡会を児童虐待及びDVの防止という観点から、平成14年度に「三島市児童虐待・DV防止連絡会」とし、平成18年度に「三島市要保護児童・DV対策地域協議会」、平成20年度に「三島市要保護児童対策地域協議会」、平成22年度には「三島市子どもを守る地域ネットワーク」と名称を変更し、市民生活に直結する自治会や民生委員等を新たに構成員に加えました。
これまでも関係機関において相互の情報交換などを通して、庁内外の連携強化に努めており、今後も引き続き綿密な連携を図りながら、より効果的に施策を推進していきます。

- DV被害者は加害者から逃れて、生活の場を一時的に失い保護されるなど、社会的にも経済的にも不安定な立場に置かれること、また、心身の疾患や深い心の傷を有していることが多く、社会生活への適応に支障のある場合もあります。
このようにDV被害者の避難に伴い、生活環境の変化に加え、心身の状況も深刻な状態となることが多く、これらに対応する専門的知識が必要であることはもちろん、DV被害者の状況を適切に把握し、DV被害者の抱える様々な問題を解決していくためには、多岐にわたる関係機関の連携が必要となります。
- 女性相談員は相談内容が複雑多様化する中で対応に苦慮するケースもあり、心理的負担を感じている場合も多く見られます。そのため、女性相談員は、県女性相談センターで行っている県内の女性相談員をメンバーとした連絡協議会に参加し、相談員同士の情報交換や研修会を通して、様々な相談や困難事例に対応できるよう、資質の向上に努めています。
また、このような市の枠を越えた支援のネットワークを構築することで、業務遂行にあたっての相談員自身の不安の解消に努めると同時に、DV被害者が他市へ避難し新たに居住を始める際や、他市から避難して来た際などにおいて、円滑な支援を行うことができる環境整備にも資するものとなっています。
なお、県内だけでなく、県外への転出や県外からの受入れについても同様に、転出先及び前居住地の市町と広域的な連携をとり、DV被害者に寄り添った支援を行えるように努めています。

《今後の取組》

| | 事業内容 | 所管課 |
|------------------------|---|----------------|
| 地域のネットワークの機能強化 | DVを取り巻く環境の変化に応じて「三島市子どもを守る地域ネットワーク」の構成委員の見直しや、目的に応じた会議の運営を検討し、支援体制の充実を図ります。 | 子育て支援課 関係各課 |
| | 他市町のDV防止ネットワークの活動内容、役割について調査・研究することで、支援体制の充実を図ります。 | 子育て支援課 |
| 女性相談員等の技術向上及びネットワークの構築 | 県女性相談員連絡協議会に参加し、県内他市の相談員との意見・情報交換や研修会を通して資質向上を図るとともに、他市相談員とのネットワークの強化に努めます。 | 子育て支援課 |
| | DV被害者の他県への転出又は他県からの転入において、転出先及び前居住地の女性相談員等と連携を図り、支援体制の充実を図ります。 | 子育て支援課 |

施策の方向(2) 庁内の連携体制の強化

《現状と課題》

- DV被害者の保護及び支援については、複数の関係機関や庁内関係部署が共通認識のもとに連携を図り、相談、保護、自立支援を行う中で、配偶者等からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した切れ目のない包括的な相談支援が必要です。

- 本市では「三島市子どもを守る地域ネットワーク」における代表者会議、DV分科会（実務者会議）を設置し、被害者支援の情報や認識を支援関係者間で共有し、被害者支援にあたる者とともに、関係機関における相互の情報交換などを通して、庁内外の連携強化に努めています。加えて、被害者の抱える問題は複雑多岐にわたることも多いため、継続した連携の強化が求められています。
- 被害者が諸手続のために、それぞれの窓口に出向いて何度もDV被害について説明することは、加害者との遭遇の危険性があることや、心理的・時間的にも大きな負担となり得ます。そして、関係部署との連携不足や、職員のDV被害に対する理解不足などにより、二次被害が起こり得ることに留意する必要があります。
- 庁内においても、DVは犯罪となり得る行為であるとの認識を深め、被害者の人権の尊重、安全の確保、秘密の保持、情報管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等について研修や啓発を実施することで理解の促進を図るとともに、状況に応じて関係機関や関係各課を交えてのケース検討会議を開催する等の対応も必要となります。
関係者が共通認識を持って対応することは被害者が安心して支援を受けることのできる環境整備につながるとともに、関係機関の連携協力の強化にもつながります。そのため本市では、被害者の安全確保と負担軽減のために、関係部署と連携して、相談室で人目を気にせずに必要な諸手続ができるような配慮に努めています。

《今後の取組》

| | 事業内容 | 所管課 |
|--------------------|--|----------------|
| 関係各課との連携 | 「三島市子どもを守る地域ネットワーク」におけるDV分科会を開催し、課題解決を図るとともに被害者支援が円滑に行えるよう、関係各課との連携を図ります。 | 子育て支援課 関係各課 |
| | 被害者に対して適切な支援ができるよう、関係機関、関係各課を交えて、ケース検討会議を随時開催します。 | |
| | 被害者の安全確保と負担軽減のため、関係各課と連携して各種の手続きを相談室内で完結できる環境を確保するなど、被害者が安心して諸手続ができるよう配慮に努めます。 | |
| 関係各課による情報管理の徹底（再掲） | 関係部署が保有する被害者やその同伴者に関する情報は、被害者保護の観点から管理を徹底します。 | |

第4章 計画の推進

1 計画の進捗状況の把握

三島市DV防止基本計画の推進における取組みについては、関係機関の実務者で構成される「三島市子どもを守る地域ネットワークDV分科会」において、現状と課題等の検証とともに、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握・点検を行います。さらに、その代表者で構成される「三島市子どもを守る地域ネットワーク」に報告するなかで、施策の推進、連絡調整、進行管理を行います。

2 計画の周知

計画を確実に推進するためには、庁内関係各課・関係機関をはじめ、多くの市民の理解や協力が重要であることから、策定した計画について、市広報紙や市ホームページなど様々な媒体や機会を活用し周知に努めていきます。

1.用語解説

| | | |
|--------|----------------|--|
| あ 行 | 一時保護 | 危険度の高さや加害者からの追求の有無等により、被害者の安全の確保のため、一時的に保護すること。 |
| | 医療保険に係る支援措置 | 被害者及びその同伴者が加害者の被扶養者になっている場合に、証明書を持って保険者に申し出ることにより、被保険者又は組合員の世帯に属する者から外れることができる。DV防止法の規定する一時保護、保護命令の決定を受けた者、女性相談員による面接相談を受けた者が対象。 |
| | エンパワーメント | 個人や集団が本来持っている潜在能力を引き出し、湧き出させること。「能力開発」とも訳される。 |
| か 行 | 家庭児童相談室 | 家庭における児童の養育や発達等について相談、支援を行う機関。福祉事務所に設置されており、社会福祉主事と家庭相談員が配置され、児童相談所等とも連携を図っている。 |
| | グローバル・パートナーシップ | 地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携すること。 |
| | 子どもSOS | 平成 22 年度より三島市に設置している児童虐待・DV相談専用の無料電話。 |
| さ 行 | 児童相談所 | 児童福祉法に基づき、各都道府県や政令指定都市等に設置される、児童福祉の専門機関。児童に関する諸問題について、相談、判定、措置、指導および一時保護を行う。 |
| | 児童虐待防止推進月間 | 児童虐待防止等に関する法律が施行された 11 月を児童虐待防止推進月間とし、児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため、全国的に広報や啓発活動を行っている。 |
| | 社会福祉士 | 社会福祉士及び介護福祉士法により制定された国家資格。身体上・精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に対して助言等の支援を行なう専門職。 |

| | | |
|--------|------------------|--|
| | 住民基本台帳の一部閲覧制限 | 被害者が、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、加害者が被害者の住所等を探索する目的で、被害者の住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがある場合に加害者等に対して、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制限を行う。 |
| | 女性相談員（婦人相談員） | 売春防止法第 35 条、DV 防止法第 4 条に基づき、都道府県知事等に委嘱され、DV をはじめとした問題を抱える女性への相談支援等を幅広く行っている。 |
| | 女性に対する暴力をなくす運動期間 | 女性に対する暴力を根絶するため、女性に対する暴力撤廃国際日（11 月 25 日）までの 2 週間（11 月 12 日～25 日）を運動期間とし、全国的に広報や啓発活動を行っている。 |
| | セクシャルマイノリティ | 何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。性的少数者。一般的に「L G B T Q」などとも表記され、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーなどが含まれる。 |
| た 行 | 地域包括支援センター | 介護保険法に基づき、各市町村に設置されている。高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護など様々なサービスを、包括的・継続的に提供していく必要があり、保健師や社会福祉士、ケアマネジャーなど専門職が連携して相談・対応にあたっている。 |
| | デートDV | 交際相手との間に起こる暴力のこと。 |
| な 行 | 二次被害 | DV 被害者が他者から、DV への知識不足による無理解により、配慮に欠けた言動を受け、更に深く傷ついてしまうこと。 |
| | 年金事務における支援措置 | 配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書により、避難をしている DV 被害者が、国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合の納付が免除になったり、基礎年金番号から加害者による追跡を防ぐために、基礎年金番号を変更することができる。DV 防止法の規定する一時保護、保護命令の決定を受けた者、女性相談員による面接相談を受けた者が対象。 |

| | | |
|--------|------------------|--|
| は 行 | 配偶者暴力相談支援センター | DV防止法に基づき、被害者からの相談や保護、自立のための支援等の業務を行っている。静岡県では県女性相談センターがその機能を果たしている。 |
| | 包括的相談支援体制 | 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、本人や世帯を包括的に受け止め支える支援などを基本理念として市町村がそれぞれの事情に応じて実施する「断らない相談支援」の体制・機能のこと。 |
| | 法テラス（日本司法支援センター） | 総合法律支援法に基づき、設立された公的な法人で、法的なトラブルを抱えた人の解決への情報提供や経済的に余裕がない人への無料法律相談、弁護士・司法書士費用の立替えなどを行う民事法律扶助業務を行っている。 |
| | 保護命令 | DV防止法により定められた被害者保護のため、地方裁判所が相手方（加害者）に対して発する命令。命令には、接近禁止命令・退去命令・子への接近禁止命令・親族等への接近禁止命令・電話等禁止命令がある。 |
| | 母子家庭等就業・自立支援センター | 就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、生活相談や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することにより、母子家庭等の自立促進と生活の安定を図ることを目的としている。 県内に4ヶ所設置あり、近隣では沼津市に設置されている。 |
| | 母子家庭等自立支援給付金 | 母子家庭等の母又は父が就職に役立つ技能や資格の修得のために①県指定の各種講座を受講する場合に支給される自立支援教育訓練給付金と、②各種学校等の養成機関で2年以上修業する場合などに支給する高等職業訓練促進給付金がある。 |
| | 母子父子寡婦福祉資金 | ひとり親家庭等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するために設けられたもの。修学資金をはじめ12種類の貸付資金がある。貸付金の種類や連帯保証人の有無により無利子または低利子で貸付される。 |

| | | |
|--------|------------------------------------|---|
| ま 行 | 三島市生活支援センター | 平成27年4月より、生活困窮者自立支援法に基づき、生活全般にわたる困りごとの相談に応じる、自立相談支援機関が全国に設置されるようになった。 三島市では三島市生活支援センターという名称で設置している。 |
| | 三島市子どもを守る地域ネットワーク（三島市要保護児童対策地域協議会） | 要保護児童の早期発見や適切な保護を行うこと、DV被害者への適切な処遇を図ることを目的として設置している協議会。 自治会、民生委員児童委員協議会、学校、保育園、警察、行政など関係機関の連携強化を図っている。 |

2. DV防止のための相談窓口一覧

| 相 談 窓 口 | 内 容 | 実 施 機 関 |
|------------------------------------|--|-----------------|
| 女性相談 (女性相談員による相談) | DV相談を含む女性全般に渡る相談を 面接又は電話にて受付。 平日 9:00~16:00 電話 055-983-2713 | 子育て支援課 |
| 子どもSOS | 三島市で設置している児童虐待・DV 相談専用の通話料無料電話。 平日 8:30~17:00 電話 0800-200-7576 | 子育て支援課 |
| 県女性相談センター (配偶者暴力相談支援セン ター) | 女性からの様々な相談やDVに悩んで いる方の相談を電話にて受付。 受付時間 9:00~20:00 電話 054-286-9217 (祝日・年末年始を除き受付) | 県女性相談センター |
| 県男女共同参画センター (「あざれあ」による女性相 談) | 夫やパートナーとの関係、子どもや家 族をとりまく悩みなど、女性が抱える 様々な悩み相談を受付。 電話相談 月火木金曜日 9:00~16:00 水曜日 14:00~20:00 第2土曜日 13:00~18:00 電話 055-925-7879 (祝日及びあざれあ休館日を除く) 予約制による電話相談 <u>DVその他暴力に関する相談</u> 月木曜日 10:00~15:00 水曜日 14:00~19:00 電話 055-925-7879 (祝日及びあざれあ休館日を除く) インターネット相談 あざれあ女性相談ホームページから Web上の相談入力フォームにアクセス し、相談内容を送信。相談受付から1 週間程度で回答を返信します。 | 県男女共同参画 センター |

| 相 談 窓 口 | 内 容 | 実 施 機 関 |
|--|---|--------------------|
| <p>県男女共同参画センター (「あざれあ」男性相談員による男性専用電話相談)</p> | <p>ストレス社会に生きる様々な悩みを抱えた男性の相談を、専門の男性相談員が受付ける専用相談電話。 毎月第1・第3土曜日 13:00~17:00 電話 054-272-7880</p> | <p>県男女共同参画センター</p> |
| <p>三島警察署 (生活安全相談所)</p> | <p>DV相談をはじめとして、ストーカー相談や児童虐待相談等について、電話や面接にて受付。 平日 8:30~17:15 電話 055-981-0110</p> | <p>生活安全課</p> |
| <p>県警ふれあい相談室</p> | <p>事件事故や犯罪被害に関する相談、要望、意見を受付ける相談電話。 24時間受付 電話 054-254-9110 #9110 (プッシュ回線)</p> | <p>静岡県警本部</p> |
| <p>女性の人権ホットライン</p> | <p>DV相談、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての専用相談電話。電話は最寄りの法務局につながり、女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が対応。 平日 8:30~17:15 電話 0570-070-810</p> | <p>静岡地方法務局</p> |
| <p>DV相談ナビ</p> | <p>ひとりで悩んでいませんか？ 相談してみることで、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。 発信場所から最寄りの相談口に、あなたがかけた電話を自動転送します。 電話 #8008 『はれれば』 (プッシュ回線:通話料がかかります)</p> | <p>内閣府男女共同参画局</p> |